

劣後特約付無担保社債の任意償還に関するお知らせ

2025 年 11 月 7 日

社債権者各位

東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
株式会社三井住友フィナンシャルグループ
執行役社長 中 島 達

株式会社三井住友フィナンシャルグループが 2015 年 7 月 30 日に発行いたしました、第 3 回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定）（以下「本社債」といいます）を、2025 年 12 月 5 日に全額任意償還することといたしましたので、本社債の社債要項第 9 項に基づき下記の通りお知らせいたします。

記

1. 償還する銘柄

株式会社三井住友フィナンシャルグループ第 3 回任意償還条項付無担保永久社債
（債務免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定）

2. 償還期日

2025 年 12 月 5 日

償還期日後は、利息をつけません。

3. 償還金額

額面 100 円につき金 100 円

償還期日以降、社債、株式等の振替に関する法律及び株式会社証券保管振替機構の業務規程その他の規則に従いお支払いいたします。

以上